

一般社団法人 日本骨粗鬆症学会 認定医制度規則

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本骨粗鬆症学会（以下「本学会」という）は、骨粗鬆症診療に関連する医学と医療の進歩に即応した能力を持った医師を養成し、それによって国民が広く最適な骨粗鬆症に関する医療の享受を担保することを目的として、本学会認定医（以下「認定医」という）制度を施行する。

第2章 認定医制度委員

第2条 前条の目的を達成するため、認定医制度委員会（以下「委員会」という）を置く。

第3条 委員会のもとに小委員会を置くことが出来る。

第4条 委員長、各小委員会委員長およびそれぞれの委員の選任、委員会ならびに各小委員会の運営は認定医制度委員会規程に従う。

第3章 認定医の認定・更新

第1節 認定医の申請資格／要件

第5条 認定医は次の各項の資格／要件をすべて満たす者であること

- 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および見識を備えていること
- 2) 本学会の正会員で、申請年度およびその前2年度に渡り会費を完納していること
- 3) 一般社団法人日本専門医制度機構の定める基本領域学会の専門医または認定医資格を有していること。公衆衛生学を基本専門領域とする医師については、日本公衆衛生学会認定専門家の資格を有していることとする。
- 4) 申請時点の過去3回以内の本学会学術集会上に1回以上参加していること
- 5) 以下の経歴のいずれかを有する。
 - ① 受験を希望する年度の過去5年以内に第一演者として1回以上の骨粗鬆症臨床に関する学会発表を本学会学術集会上で行っていること（注1）
 - ② 受験を希望する年度の過去5年以内に第一著者として骨粗鬆症臨床にかかわる研究論文報告を1編以上おこなっていること（注2）
- 6) 骨粗鬆症臨床に従事していること
- 7) 認定医認定の試験および審査において適格と判定され、認定医として登録を完了した者であること

注1. 学会発表は一般演題発表以外も含む。

注2. 論文報告は日本骨粗鬆症学会誌、あるいはレフェリーによる論文審査のある雑誌に限る。但し記録集、抄録を除く。

第2節 認定医の申請

第6条 認定医の認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を本学会に提出し、審査料を納付すること

- 1) 認定医認定申請書

- 2) 医師免許証（写し）
- 3) 本規則第5条3)に定められた資格を証明する書類（写し）
- 4) 過去3年以内に参加した本学会学術集会の参加証（写し）
- 5) 骨粗鬆症臨床にかかわる第一演者として学会発表した抄録（写し）もしくは掲載された学術論文（写し）
- 6) 骨粗鬆症臨床に従事していることの施設長もしくは所属長の証明書、但し申請者が施設長の場合には申請者の誓約書
- 7) 別に定める骨粗鬆症診療にかかわる病歴と臨床経過要約

第3節 認定医の認定試験

第7条 委員会は本規則第6条の申請者に別に定める要項に準じて本学会認定医試験を実施する。

第4節 認定医の認定期間および認定医の更新申請

第8条 認定医の認定期間は認定された年の8月1日より5年間とする。

第9条 認定医の更新には次の各項の資格／要件をすべて満たす必要がある。

- 1) 認定医として認定された後も継続して本学会の会員で会費を完納していること
 - 2) 認定医として認定された後も継続して基本領域学会の専門医または認定医、あるいは日本公衆衛生学会の認定専門家の資格を有していること
 - 3) 認定医認定証の有効期限の満了する日の前1年以内であること
 - 4) 認定医認定証の有効期限内に、必要とされる別に定める研修単位を取得していること
 - 5) 骨粗鬆症臨床に引き続き従事していること
- 2 研究のための海外留学や長期療養、産休・育児等特別な事情により認定医の更新が出来ない場合には、その事情を記した書類を添付して、更新期間の延長を申請することができる。但し、延長の期間中は認定医を呼称することは出来ない。

第10条 認定医の更新を申請する者は、認定医更新申請書類、および別に定める必要書類を本学会に提出し、更新審査料を納付すること

第5節 認定医の認定および認定医更新の認定

第11条 認定医の認定および更新の認定は別に定める要項に準じて実施する。

第12条 委員会は審査結果を理事長に報告し、理事会の議を経て決定、その結果を本人に通知する。

第13条 認定医認定者あるいは認定医更新者と決定した申請者は、登録料の納付を完了しなければならない。

2 理事長は認定医認定者および認定医更新者に認定医認定証を交付するとともに原則として学会ホームページにて認定医の氏名を公開する。

3 認定医認定証の有効期間は次年度の8月1日から5年間とする。

第14条 認定医は次の各項の理由により、委員会の議を経てその認定を喪失する。

- 1) 正当な理由を付し、認定医の認定を辞退したとき
- 2) 認定医認定証の交付を受けた日から満5年を経て、認定医の更新を受けなかったとき
- 3) 本規則第5条3)に示されている各基本領域学会専門医または認定医、あるいは日本公衆衛生学会認定専門家の資格を失ったとき

第15条 理事長は、認定医としてふさわしくない行為のあったときは、委員会および理事会の議により認定医の認定を取り消すことができる。

議決の前にその認定医に対して弁明の機会を与えなければならない。

第4章 補則

第16条 認定医制度の実施にあたり、その円滑な運営をはかるために移行措置を講じ、細則に定める移行措置認定を実施する。

第17条 規則の改訂は、委員会で検討し、理事会の承認をもって決定される。

附則 一般社団法人日本骨粗鬆症学会認定医制度規則

この規則は、2015年3月30日理事会で承認

この規則は、2015年3月30日から施行する。

1) 2015年10月28日改定

一般社団法人 日本骨粗鬆症学会 認定医制度規則 細則

第1条 認定制度委員会構成

認定医制度委員会（以下「委員会」という）のもとに実務作業を行う小委員会を置くことができる。日本骨粗鬆症学会認定医制度（以下「本制度」という）の実施にあたり、認定医認定・更新小委員会、認定医研修プログラム作成小委員会、認定医試験小委員会を置く。また、円滑な運営を図るために、過渡的措置として認定医移行措置認定小委員会を置く。

- 2 委員会の委員長/委員および小委員会の委員長/委員は、認定医移行措置認定の場合を除き、委員会・小委員会活動中に認定医の認定申請はできない。申請する場合には当該申請前1年間の委員会・小委員会活動を休止しなければならない。

第2条 認定医の認定申請および更新の申請に必要な症例報告

- 1) 認定医の認定申請には10症例（外来含む）の骨粗鬆症診療にかかわる病歴と臨床経過要約を所定の様式にて提出すること
- 2) 認定医更新要件において症例サマリーを研修単位とする場合には、主治医として診療した10症例のサマリーを所定の様式にて提出すること

第3条 認定医試験

認定医試験における試験問題作成、試験の実施は認定医試験小委員会がその実務を行う。

- 2 認定医試験小委員会は試験結果を速やかに認定医認定・更新小委員会の委員長に報告する。

第4条 認定医認定の審査

認定医認定・更新小委員会は認定医制度規則（以下「本規則」という）第5条にある申請資格・要件の適否判定および認定医試験結果をもとに認定医として必要な条件を満たす者を、認定医認定候補者として委員会に推薦する。

- 2 委員会は認定医認定候補者の審査を行い、その結果を理事長に報告する。

第5条 認定医の更新

認定医の更新申請には以下の書類を提出する。

- 1) 認定医更新申請書
- 2) 本規則第9条2)に定められた資格を証明する書類（写し）
- 3) 別表1で規定した研修単位の内、認定医認定証の有効期限内に取得した研修単位を担保する証票
- 4) 引き続き骨粗鬆症臨床に従事していることの施設長もしくは所属長の証明書、但し申請者が施設長の場合には申請者の誓約書

第6条 認定医更新の審査

認定医認定・更新小委員会は本規則細則第5条にある申請書類による申請資格・要件の適否判定をもとに認定医の更新に必要な条件を満たす者を、認定医更新候補者として委員会に推薦する。

- 2 委員会は認定医更新候補者の審査を行い、その結果を理事長に報告する。

第7条 認定更新申請の救済事項

認定更新申請期間中に申請を失念した者には、次年度の認定更新申請期間中に限り申請を行なうことを認める。また認定更新申請時に研修単位数が不足している者には1年間に限り不足研修単位数を補充することを認める。どちらの場合も認定更新されるまでは骨粗鬆症学会認定医の名称を使用することが出来ない資格停止期間とする。また認定更新後の認定終了期日は、前認定期間終了後から資格停止期間も含めて5年後とする。

第8条 本制度の実施にあたり、その円滑な運営をはかるために期間を限定し移行措置を講じる。

第9条 移行措置期間における移行措置認定医申請者は、次の各項の資格／要件をすべて満たす者であること

- 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および見識を備えていること
- 2) 本学会の正会員で、申請年度およびその前年度の会費を完納していること
- 3) 一般社団法人日本専門医制度機構の定める基本領域学会の専門医または認定医資格を有していること。公衆衛生学を基本専門領域とする医師については、日本公衆衛生学会認定専門家の資格を有していることとする。
- 4) 以下の経歴のいずれか一つを有すること
 - ① 認定を希望する年度の過去5年以内に、第一演者として1回以上の骨粗鬆症臨床に関する学会発表を行っていること（注1）
 - ② 認定を希望する年度の過去5年以内に、第一著者として1編以上の骨粗鬆症臨床に関する論文報告を行っていること（注2）
 - ③ 認定を希望する年度の過去5年以内に、共同演者、あるいは共同著者として3回以上の骨粗鬆症臨床に関する学会発表、あるいは論文報告を行っていること（注2）
 - ④ 過去にA-TOP研究会に症例登録を行っていること、ただし1年間の観察記録が存在すること
 - ⑤ 診療を行った骨粗鬆症あるいはその他骨疾患の10症例について、臨床経過あるいは活動記録を提出すること
 - ⑥ 申請時まで本学会評議員の経歴があること
- 5) 骨粗鬆症の診療実務に3年以上従事していること
- 6) 日本骨粗鬆症学会評議員の推薦が得られること（注3）

注1. 学会発表は一般演題発表以外も含む。

注2. 論文報告は日本骨粗鬆症学会誌、あるいはレフェリーによる論文審査のある雑誌に限る。但し、記録集、抄録を除く。

注3. 本細則第8条4)⑥に該当する場合を除く

第10条 移行措置期間に移行措置認定医認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を委員会に提出し、申請手数料を納付すること

- 1) 認定医認定申請書
- 2) 医師免許証（写し）
- 3) 本規則細則第8条3)に定められた資格を証明する書類（写し）
- 4) 以下のいずれかの書類（注1）

- ① 骨粗鬆症臨床にかかわる学会発表を行った抄録（写し）もしくは掲載された学術論文（写し）
- ② 過去に行った1年間以上の観察記録が存在する A-TOP 研究会症例登録の証票（注2）
- ③ 10 症例（外来含む）の骨粗鬆症診療にかかわる臨床経過あるは活動記録の要約
 - 注 1. 本規則細則第 8 条 4)⑥に該当する場合を除く
 - 注 2. 申請者は症例登録した Joint No. を申請。証票は本委員会が A-TOP 事務局より直接入手
- 5) 骨粗鬆症診療に従事していることの施設長もしくは所属長の証明書、但し申請者が施設長の場合には申請者の誓約書
- 6) 日本骨粗鬆症学会評議員の推薦書（注 1）
 - 注 1. 本規則細則第 8 条 4)⑥に該当する場合を除く

第11条 補則

本細則の改訂は、委員会で検討し、理事会の承認をもって決定される。

附則 一般社団法人日本骨粗鬆症学会認定医制度規則細則

この規則は、2015年3月30日理事会で承認

この規則は、2015年3月30日から施行する。

1) 2019年7月24日改定

別表 1. 骨粗鬆症学会 認定医更新 要件

更新には認定期間中に総単位数 50 単位以上の取得が必要である。但し、総単位数 50 単位の内、基本項目より 30 単位以上取得している必要がある。認定期間中とは、認定された年の 8 月 1 日より 5 年間を指す。論文は掲載日、学会・講演会は開催日、症例サマリーは診療日、A-TOP 症例登録は登録日にて判断する。

論文発表

		筆頭者の単位	共著者の単位	基本項目
1	日本骨粗鬆症学会誌	10	3	○
2	Journal of Bone and Mineral Metabolism	10	3	○
3	Osteoporosis and Sarcopenia	10	3	○
4	その他骨粗鬆症関連雑誌	5	2	×

注：論文は骨粗鬆症臨床に関する原著・症例報告・総論とする。すべて査読のある雑誌とし、当該部分の別刷りまたはコピーを添付する。

学会参加／発表

		参加単位	第 1 演者加算	基本項目
1	日本骨粗鬆症学会学術集会	10	5	○
2	骨粗鬆症に関する学術集会、講演会	5	2	×

注：出席を証明する資料として、参加証・領収書等を添付する。第 1 演者加算は、同一学会で複数回発表を行っても 1 回のみ加算とする。共同演者は含まれない。『骨粗鬆症に関する学術集会、講演会』の認定を受けるには、主催者より演者・時間・内容・対象等が記載された申請書を所定のフォーマットにて作成し、認定医制度委員会に申請する。他学会、研究会や製薬メーカー等が主催・共催の、医療スタッフを対象とした骨粗鬆症臨床についての講演会を対象とする。少なくとも講演会における実講演時間が 1 時間以上でなければならない。

症例サマリー／A-TOP 研究参加

		サマリー単位	基本項目
1	主治医として診療した 10 症例のサマリー 注 1)	10	○
2	A-TOP 研究会に症例登録 注 2)	10	○

注 1：症例サマリーによる単位申請は、1 回の更新につき 1 回のみ算定可能とする。

規定のサマリー用紙に記入の上、提出する。

注 2：1 年間の観察記録が存在すること

1 回の更新につき 1 回のみ算定可能とする。

申請者は症例登録した Joint No. を申請。証票は本委員会が A-TOP 事務局より直接入手